

# “まちづくり”の主演は、町民の皆さんです！

## 『安平町まちづくり基本条例』

広報あびら 9月号から連載として紹介している「安平町まちづくり基本条例」。11月号では、「第3章町民参画の推進」「第4章協働と連携協力」「第5章政策活動の推進」についてポイントを絞って紹介します。

### 第3章 町民参画の推進 【制度と仕組み】

町民参画とは、町の政策の企画・立案・実施・評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わっていくことです。ここでは、「広聴制度」「住民投票制度」「パブリックコメント（意見公募）」をはじめとした町民参画を推進するための制度と仕組みなどの位置づけを規定しています。

私たちには、主演として『まちづくり（町政）』に参画する権利と責任があるのね！  
町では、『まちづくり（町政）』の基本的な事項を定める重要施策等を策定するときには、事前に説明したり、町民の意見を聴くなど、町民参画の機会を設けることが必要なのね！



町民の意見を聴くって  
どんな方法があるの？



町民が行政活動に参画し、その意見を施策に反映させるための仕組みとして、これまでも「パブリックコメント（意見公募）」や「住民提案制度」、町長と町民が直接懇談する「町政懇談会」などが実施されているんだよ。



#### 新たな取組みに向けて

幅広い層の多くの町民からの意見を聴く手段として、大きな政策テーマに関しては、任意抽出により参加者を募り、ワークショップ形式で直接討論する手法を、平成26年度は試験的事業と位置づけて実施する予定です。

まちづくり基本条例とは別にきまりを定めているのよ！

「広聴制度」「住民投票制度」など、町民が参画する機会を設けて、町民の意見を聴きながら、町民と町による協働を推進するために別の条例等でその方策や取扱いを定めているの。

- ・安平町町民参画推進条例（安平町まちづくり基本条例の施行の日から施行）
- ・安平町住民投票条例（同上）
- ・安平町行政手続条例及び施行規則

